

タイトル	レビ記における「穢れ」の概念
著者	辻見，祐太；TSUJIMI，Yuta
引用	年報新入文学(18)：59(47)-34(72)
発行日	2021-12-25

レビ記における「穢れ」の概念

辻見 祐太

序 章

18世紀に啓蒙思想のもと、他の古代文献と同様に旧約聖書を、信仰の源泉としてその記述を絶対視することなく客観的に研究する試みが始まった。そして19世紀後半から客観的・歴史的研究が急速に発展、その後研究対象や観点により様々な新しい手法が提案されてきた。

特にモーセ五書（創世記・出エジプト記・レビ記・民数記・申命記）に関して言えば、モーセ自身によって書かれたと長らく信じられてきたが、J・ヴェルハウゼンらによる文献批判的方法により、五書は思想も時代も異なる4つの資料、すなわち、ヤハウィスト（J）、エロヒスト（E）、申命記資料（D）、祭司資料（P）を編集したものであると示された¹。これを一般的に4資料仮説と呼ぶ。この仮説については、個別的には資料の範囲や年代付けなどについて議論があるものの、全体としては現在も支持する者は多い²。

これらの中で、祭司資料（P）は、創世記から申命記までの諸文書を貫いて、天地創造から族長物語、出エジプト、シナイ啓示などについて報告した、一統きの文書層として他の文書層と組み合わせられた形で存在し、用語法や文体、観

念や世界観で著しい独自の特色を示している³。そしてこの文書は、祭儀とその細則に著しい関心を示しており、おそらくは一般信徒によってではなく、祭儀の専門家である祭司によって書かれたものと推測され、ゆえに「祭司資料 (Priestly Writing)」と呼ばれる⁴。

「社会的儀式は、もしそれがなかったら存在し得ないような一種の現実を創出するのである。思索にとって言葉が重要であるよりは社会にとって儀式が一層重要であると言っても、それはいいすぎではあるまい」とメアリ・ダグラスが述べているように⁵、社会的儀式は共同体の価値体系を象徴的に表している。祭司資料を豊富に含む文書としてレビ記があるが、レビ記は主として犠牲の実施に関心を抱いており、そのなんらかの抽象的意味にはほとんど注意を向けず、ただ犠牲の手順の指示があるだけである。しかし、だからこそのような資料の中にも、祭司資料記者や共同体の思想・文化が反映されており、その思想を読み取ることが可能であると考ええる。

古代イスラエルには様々に異なる形式と意味を持った多くの供犠の種類が存在したが、大きく分けると、以下の5種類となる。

- ・焼き尽くす献げ物（主にレビ1：3 - 17⁶）
- ・穀物の献げ物（主にレビ2：1 - 16）
- ・和解の献げ物（主にレビ3：1 - 16）
- ・贖罪の献げ物（主にレビ4：1 - 5：13）
- ・賠償の献げ物（主にレビ5：14 - 26）

様々な供犠の種類の中で、神学的・思想的に最も関心を呼ぶのが贖罪の献げ物である。なぜならば、贖罪の献げ物は「罪の赦し」という、旧約聖書から新約聖書にかけて、また、ユダヤ教からキリスト教への思想的広がりをも貫いて存在する全聖書的な中心的メッセージと関わるように思えるからである。贖罪の献げ物は、罪責や穢れを取り除くために献げられる供犠で、犠牲獣の血が聖

所の特定の祭具に塗り付けられたり振りかけられたりすることが大きな特徴である。

拙論「レビ記における「罪」と「赦し」」において、著者は祭司文書の贖罪思想を供犠儀礼の分析によって明らかにしようと試みた⁷。そこでは、レビ記4章を中心に贖罪の儀式の内容を整理し、罪の軽重や深刻さに応じて3つのレベルに分けた。すなわち、一般人の罪および部族の指導者の（個人的な）罪の場合、大祭司またはイスラエルの民全体が犯した罪の場合、年に一度の贖罪の日に贖われる罪の場合である⁸。その一方で贖罪供犠が行われる場である会見の幕屋の構造を整理し、聖性という視点から見た場合に会見の幕屋の構造は中庭<幕屋<至聖所というように同心円状に区切られていることを明らかにしたが、供犠の手順及び作法と幕屋の構造を照らし合わせると、罪はその重さによって会見の幕屋の特定の部分に穢れをもたらし、しかも罪の大きくなるにつれて幕屋の中心部分に穢れが発生することが判明した。そして、贖罪供犠はこの穢れを浄めるために行うということが確認できたのである⁹。このようにして古代イスラエルにおいては「罪」は「穢れ」と密接な関わりがあることを指摘したわけであるが、このことから、旧約聖書祭司文書における贖罪思想を明らかにするためには、古代イスラエルにおける「穢れ」の概念に対する理解が必要不可欠となる。穢れの概念を理解するためには、レビ記を中心に穢れに関する律法を整理・分析することが必要となる。過去にこの試みはすでに行われており、例えば山我はレビ記の翻訳¹⁰を行ったほか、祭司文書における供犠と浄・不浄に関する指示を整理・体系化を試みた¹¹。レビ記のテキストに忠実に沿いながら浄・不浄の概念をまとめ上げた山我の分析は信頼できるものであり、難解ともいえるレビ記の理解に果たしたその貢献は大きいと言える。また、バッドはレビ記の注釈¹²の中で、聖性の概念やレビ記の神学的解釈など、詳細な序論があり、そこでは近年の聖書学の成果が十分に取り入れられている。そこ

で、本稿はレビ記における浄・不浄の概念についての研究動向を把握して当該概念の明確化することを目的とする。そのために、山我及びパッドの研究成果を参照しつつレビ記の内容を整理することによって論考を進めたい。

第1章 穢れの種類

本稿の目的のためにはまず、穢れにはどのようなものがあるのかを整理しなければならないので、第1章ではレビ記を中心に穢れの種類を分類・整理していく。

穢れの種類を大きく分けると、(1)食物・動物に関する規定、(2)出産・月経に関する規定、(3)病的な身体的特徴に関する規定、(4)カビなどの菌に関する規定、となる。それぞれどのようなものなのか、以下に見ていきたい。

(1)食物・動物に関する規定

レビ記11章では、地上のあらゆる動物、水中の魚類、鳥類、昆虫、爬虫類のうちで、食べて良いものと食べてはいけないものを規定している。地上の動物の中では、偶蹄類かつ反芻する動物（例えば、牛、山羊、羊¹³）のみ食べることができる（レビ11：2-3）。この条件を満たさない動物¹⁴は穢れたものであるゆえ、食べることができない。また、死骸にも触れてはならない（レビ11：4-8）。水中の魚類のうち、ひれ、鱗のあるものは食べて良いが、ひれや鱗がないものは食べることはできない（レビ11：9-12）。禁止となる鳥類の種類については、基準となる特色は示されず、食用されてはいけない動物の名前が列挙されている¹⁵（レビ11：13-19）。また、羽があり、4本の足¹⁶で動き、群れをなす昆虫は全て穢らわしいものであるが、羽があり、4本の足で動き、群れをなす昆虫のうちで、地面を跳躍するのに適した後ろ肢を持つもの¹⁷

は食べて良い（レビ 11:20-22）。さらには、地上を這う爬虫類も穢れている（レビ 11:29-31）。

また、それらの生き物の死骸に触れるものは全て夕方まで穢れる（レビ 11:8, 11, 24-25, 27, 31）が、食用の家畜が死んだとき、その死骸に触れる者も夕方まで穢れるとされる（レビ 11:39）。

(2)月経・出産に関する規定

月経¹⁸期間中の女性は、7日間穢れる。その期間に彼女に触れた人間はすべて夕方まで穢れる（レビ 15:19）。生理期間中の女性が使った寝床や腰掛けはすべて穢れる（レビ 15:20）。彼女の寝床に触れた人はすべて、衣服を水洗いし、身を洗う。その人は夕方まで穢れており、またその腰掛けに触れた人はすべて、衣服を水洗いし、身を洗う。その人は夕方まで穢れている（レビ 15:21-22）。もし、男が女と寝て¹⁹月経の穢れを受けたならば、7日間穢れる（レビ 15:24）。

女性が男児を出産した場合、彼女は月経による穢れと同じく7日間穢れる（レビ 12:2）²⁰。8日目にはその子の包皮に割礼を施し、産婦は出血の穢れが浄まるのに必要な33日の間、家にとどまる。その浄めの期間が完了するまでは、聖なる物に触れたり、聖所にもうでたりしてはならない（レビ 12:3-4）。女兒を出産したときは、穢れの日数は倍の14日間となる²¹。産婦は出血の穢れが浄まるのに必要な66日の間、家にとどまる（レビ 12:5）。

(3)病的な身体的特徴に関する規定

病的な身体的特徴に関する規定については、代表的な例として重い皮膚病²²や男性の病的な漏出、女性の病的な出血がある。この3つの例を以下に見ていく。

重い皮膚病の疑いがある場合、祭司の1人のところに連れて行く（レビ 13:

2)。患部の毛が白くなっており、症状が皮下組織に深く及んでいるならば、それは重い皮膚病であり、その人は穢れている（レビ 13：3）²³。しかし、皮膚の疱疹が白くて症状が皮下組織に深く及んではおらず、患部の毛も白くなっていなければ、祭司は患者を 1 週間隔離する（レビ 13：4）。7 日目に祭司が調べて、患部が広がっていなければ、もう 1 週間隔離する（レビ 13：5）。7 日目に再び調べ、症状が治まっていれば、それは発疹にすぎないが、淨いと言い渡された後に、その発疹が皮膚に広がったならば、その人はもう 1 度祭司のところに行く（レビ 13：6-7）。祭司が調べて、確かに発疹が皮膚に広がっているならば、その人に「あなたは穢れている」と言い渡す（レビ 13：8）。

同様のやりとりが、他の症状でも続く。皮膚に白い湿疹が生じ、その患部の毛が白くなっており、湿疹の部分の肉がただれているならば、皮膚は慢性皮膚病にかかっており、穢れている。その人が穢れているのは明らかであるから、隔離してみる必要はない（レビ 13：9-11）²⁴。もし、この皮膚病が皮膚に生じていて、祭司が見るかぎり、頭から足の先まで患者の全身を覆っているようならば、祭司はそれを調べ、確かに全身を覆っているならば、「患者は淨い」²⁵と言い渡す（レビ 13：12-13）。全身が白くなっていれば²⁶その人は淨い（レビ 13：13）が、皮膚がただれ始めるときから、その人は穢れた者となる（レビ 13：14）。しかし、そのただれた肉が再び白くなるならば、その人は祭司のところに行き、確かに患部が白くなっているならば、「患者は淨い」と言い渡す（レビ 13：16-17）。皮膚に生じた炎症が 1 度治ってから、その跡に再び炎症が起きて、白い湿疹が赤みがあった白の疱疹ができたならば、その人は祭司にその箇所を見せる（レビ 13：18-19）。祭司が調べて、確かに症状が皮下組織にまで及んでいて、その部分の毛が白くなっているならば、祭司はその人に「あなたは穢れている」と言い渡す。しかし、患部の毛が白くなっておらず、症状が皮下組織にまで及んでいなくて、治まっているならば、祭司はその人を 1 週間

隔離する（レビ 13：20-21）。もし、それが皮膚に広がるならば、祭司はその人に「あなたは穢れている」と言い渡す。もし、疱疹に変化がなく、広がらなければ、それは炎症の跡であり、祭司はその人に「あなたは淨い」と言い渡す（レビ 13：22-23）。

皮膚にやけどをして、それがただれて、赤みがかった白か、白の疱疹となった場合、祭司がそれを調べ、疱疹の部分の毛が白く、それが皮下組織に深く及んでいるならば、それはやけどの跡に広がった重い皮膚病である（レビ 13：24-25）。しかし、疱疹の部分の毛が白くなっておらず、症状が皮下組織にまで及んでいなくて、治まっているならば、祭司はその人を1週間隔離して、7日目に調べる。症状が皮膚に広がっているならば、祭司はその人に「あなたは穢れている」と言い渡す（レビ 13：26-27）。しかし、疱疹に変化がなく治まっているならば、それはやけどの跡に生じた湿疹である。（レビ 13：28）。

頭か顎に皮膚病の症状が現れたときは、祭司はそれを調べる。症状が皮下組織に深く及んでおり、その毛が薄く黄色みを帯びているならば、祭司はその人に「あなたは穢れている」と言い渡す。症状の症状が皮下組織に深く及んでいるようには見えないが、その部分に黒い毛が全くなければ、祭司はこの患者を1週間隔離する（レビ 13：29-31）。7日目に調べて、症状が広がっておらず、患部に黄色みを帯びた毛がなく、症状が皮下組織に深く及んでいるように見えなければ、患者は自分で患部の周りの毛をそり落とす²⁷。祭司はその人を更に1週間隔離する（レビ 13：32-33）。7日目に調べて、症状が皮膚に広がっておらず、皮下組織に深く及んでいなければ、祭司はその人に「あなたは淨い」と言い渡す。彼は衣服を水洗いし、淨くなる。もしその人が淨められた後、症状が再び皮膚に広がった場合、祭司はそれを調べ、皮膚に広まっていれば、その人は穢れている。しかし、症状に変化がなく、そこに黒い毛が生えてきているならば、症状は治ったのであり、患者は淨い（レビ 13：34-37）。

皮膚に白い疱疹ができたならば、祭司はその個所を調べ、その疱疹がにぶい白色ならば、それは白皮症²⁸が皮膚に広がっているのであって、その人は淨い。もし、頭部の毛が落ちて、後頭部がはげても、その人は淨い。もし、前頭部の毛が落ちて、そこがはげても、その人は淨い（レビ 13：38-41）。しかし、前頭部であれ、後頭部であれ、はげたところに赤みがかった白い症状が出たならば、前頭部、後頭部を問わずそれは重い皮膚病である。祭司はそれを調べ、皮膚に出る重い皮膚病に似た赤みがかった白い患部の症状が前頭部、あるいは後頭部に生じているならば、その人は重い皮膚病にかかっており、穢れている（レビ 13：42-44）。

また、男性に尿道の炎症による漏出²⁹があるならば、その人は穢れている（レビ 15：2）³⁰。漏出のある人の寝床や腰掛けはことごとく穢れており、その寝床に触れた人、漏出のある人の腰掛けに座った人、漏出のある人に直接触れた人、漏出のある人に唾をかけられた人、漏出のある人が乗った鞍、漏出のある人が敷いた物に触れた人、漏出のある人が手を洗わずに触れた人は全て夕方まで穢れている。漏出のある人に触れた衣服や身体は水で洗う必要がある（レビ 15：4-11）。漏出のある人が、それが止んで浄くなったならば、浄めの期間としての7日間を経た後、衣服を水洗いし、新鮮な水で身を洗うと、浄くなる（レビ 15：13）。また、もし人に精の漏出があったならば、全身を水に浸して洗う。その人は夕方まで穢れている。さらにはその精が付着した衣服や革も夕方まで穢れている。精の漏出は男と寝た女にも当てはまる（レビ 15：16-18）。

もし、生理期間中でないときに何日も出血があるか、あるいはその期間を過ぎても出血がやまないならば、その期間中は穢れており、生理期間中と同じように汚れる（レビ 15：25）。この期間中に彼女が使った寝床は、生理期間中使用した寝床と同様に穢れる。また、彼女が使った腰掛けも月経による穢れと同様穢れる。また、これらの物に触れた人はすべて穢れる。その人は衣服を水洗

いし、身を洗う。その人は夕方まで穢れている（レビ 15：26-27）。彼女が出血の穢れから淨くなり、7日間が過ぎたならば淨くなり、8日目に淨めの儀式を行う（レビ 15：28-30）。

(4)かびなどの菌に関する規程

衣服にかび³¹が生じた場合、衣服でも、織り糸でも、あるいは革やどのような革製品でも祭司に見せなければならない（レビ 13：47-49）。祭司はそれを調べてから、1週間隔離する。7日目に再び調べた結果、かびがその衣服や織り糸や、あるいは革や革製品に広がっているならば、それは悪性のかびであって、穢れている（レビ 13:50-51）。かびが生えているものは、それが衣服であれ、羊毛や亜麻の織り糸であれ、革製品であれ、焼き捨てる（レビ 13：52）。もし、祭司がそれを調べた結果、かびが広がっていないならば、祭司は、かびが生えている所を水洗いさせ、更に1週間隔離する（レビ 13：53-54）。祭司はかびを水洗いさせた後、調べて、かびに変化が見られないならば、かびが広がってなくても、それは穢れているので火で焼かねばならない（レビ 13:55）。しかし、かびの色が薄らいだならばその部分を切り取り、再びかびが衣服や織り糸や革製品にも広がるならば焼き捨てなければならない。しかし、水洗いした衣服や織り糸やすべての革製品から、かびが消え去ったならば、もう1度よく水洗いすれば淨くなる（レビ 13：56-58）³²。

また、所有地で家屋にかびが生じるならば、家の主人は祭司に報告する（レビ 14：34-35）。祭司が調べた結果、家屋の壁に青かびか、赤かびが生じており、壁の内部にまで及んでいるように見えるならば、家屋を1週間封鎖する。7日目にかびが家屋の壁に広がっているならば、祭司は命じて、かびが生じている部分の石材を抜き取り、町の外にある穢れた場所に捨てさせ、家屋の内側を削り³³取らせて、削り取った漆喰を町の外にある穢れた場所に捨てさせ、別

の石材を取って元の石材の代わりに入れさせ、別の漆喰で家屋の内部を塗らせる（レビ 14：37-42）。しかし、それでも再びかびが生じて家屋に広がるならば、その家屋は穢れており、打ち壊す必要がある。壊された家屋の石材、木材、漆喰はすべて町の外にある穢れた場所に運び出させる（レビ 14：43-45）。なお、封鎖期間中にこの家屋に入った者はすべて、夕方まで穢れる。また、この家屋で寝たり、食べたりした者は衣服を水洗いする（レビ 14：46-47）。家屋を漆喰で塗り変えた後、祭司が見に来て、かびが広がっていなければ、祭司はその家屋を淨いと宣言する（レビ 14：48）。

以上、穢れの種類をその性質に基づいて分類したが、各カテゴリーに共通していることは、穢れた人本人や、穢れた人ないし穢れた物に触れた人は、穢れの種類と大きさに応じて穢れる期間が定められているということである。その期間は 1 日であったり、7 日間であったりするが、これは要するに穢れの大きさに応じて穢れる日数が定められているということであり、穢れる日数で分類し直す³⁴と、以下ようになる。

①低い度合いの穢れ…1 日（当日の夕方）のみの穢れ

低い度合いの穢れは、1 日のみ穢れる。その例としては、穢れた動物を食べること、動物の死骸に触れること（レビ 11：24-31, 39-40；17：15）、穢れた状態の家に入ること（レビ 14：46-47）、漏出のある人やその人が着用した物に触れること（レビ 15：4-11）、生理期間中の女性や彼女が使用した物に触れること（レビ 15：19-23）、生理期間外にも関わらず出血がある女性や、彼女が着用した物に触れた場合（レビ 15：26-27）である。また着物を洗ったり、沐浴を要求される場合もある。（レビ 11：25, 28, 40；15：5-12 等）このような状態にある者は、日常的な生活を営むことは可能であったが、聖所に立ち入った

り、祭儀に参加して犠牲の肉を食べたりすることはできなかった。

②高い度合いの穢れ…7日間の穢れ

より高度の穢れは、最低でも7日間持続する。その例としては、出産後の女性（レビ12：2-4）、重い皮膚病の疑いのある者（レビ13：4、31）、カビが生えた衣類や家（レビ13：50；14：38）、漏出のある男性（レビ15：2-13）、月経中の女性（レビ15：19）、月経中の女性と性交した男性（レビ15：24）、生理期間外に出血のある女性（レビ15：25-27）、などである。このような状態にある者は、宿営内にいることは可能であるが、日常通りの生活は許されず、隔離されたうえ、一般人との接触は禁止された。

③最高度の穢れ…宿営外への追放

最高度の穢れを帯びた場合、本人は宿営内の生活を許されず、宿営外に追放される。その代表的な例は、重い皮膚病の患者である（レビ13：45-46）。なお、死体も強い穢れの発生源と見なされ、宿営外に運びだされた（レビ10：4-5）。そのせいか、イスラエルにおいては、墓は居住区の外部に設けられた³⁵。

以上、穢れの種類を、穢れる日数に応じて分類したが、なぜ古代イスラエルにおいてはこのように穢れの強さに応じて対応に違いが出るのか。そのことについて答えを出すために、祭司文書が強い関心を示している「聖／俗・浄／穢れ」について次章でまとめた。

第2章 聖／俗・浄／穢れ

祭司文書においてのみならず古代イスラエルにおいては聖なるものと俗な

るもの、淨いものと穢れたものに対する関心が非常に強く、その関心の範囲は日常生活の細部にまで及ぶ。レビ記を理解するためには、聖性の本質について理解することが必要であり、清淨の手引きや神聖法典はもちろんのこと、献げ物の手引きにおける、犠牲に関する資料はこの聖性の理解を前提としている³⁶。また、聖／俗・淨／穢れを区別することは祭司の役割の1つでもある（レビ10：10）。特定の人物や物が聖と認められるためには、聖別されていること及び共同体の一員であるという徳目によって、適切に資格を与えられなければならない³⁷。聖と俗、淨さと穢れはそれぞれ対極的な概念であるが、同時に聖は穢れの対極をなす。よって、聖と穢れは引き離されるべきであり、「聖の領域は通常、淨いものの領域に包摂される³⁸」。当然、聖なる場所に立ち入れるのは祭儀的に淨い者のみであるし、献げられるものも淨くなければならない。よって、山我が主張するように、人間が体験する世界は、聖なる領域、俗なる領域、穢れの領域に分けることができる³⁹。この分類に沿って考えていけば、それぞれの領域に属す場所は以下ようになる。

①聖なる領域

聖なる領域に該当する場所は、言うまでもなく聖所である。そして、聖なる領域である聖所は、その聖性によって3段階に区切られている。すなわち、低い聖性の領域、高い聖性の領域、最高度の聖性の領域である。

低い聖性の領域、すなわち聖所の中庭には、平信徒でも立ち入ることができたが、それはあくまで祭儀的に淨い者のみである。レビ12：4からわかるように、穢れていると認められた者は、ここにも立ち入ることができないうえに、祭儀にも参加できない。和解の供犠（レビ7：11-27）は平信徒がその肉を食べることができることから、山我は和解の供犠がこの低い聖性の領域に該当すると推測している⁴⁰。ただし、ここでも穢れを避けるために、和解の供犠では

禁止事項が設けられている。すなわち、食される犠牲の肉が規定の期間外に食されないようにすること（レビ 7：15-18）、穢れたものに触れた肉は食べてはいけないこと（レビ 7：19）、穢れた状態にある者が肉を食べないようにすること（レビ 7：20-21）、脂肪や血を食べないこと（レビ 7：22-27）である。

高い聖性の領域、すなわち幕屋の本体には、平信徒は立ち入ることはできず、平信徒よりもさらに淨い状態であることを要求された祭司のみが立ち入ることを許された。祭司は、聖なる者（レビ 21：6, 8）であるために、また聖所を聖別する（レビ 21：23）ために、様々な制約を課されている。例としては、一族の死者のために身を穢して⁴¹はならないこと（レビ 21：1）、自分の体に傷を作らない⁴²こと（レビ 21：5）、祭司の妻や娘は淫らな振る舞いをしてはならないこと（レビ 21：7-9）、体に欠陥⁴³がないこと（レビ 21：16-23）などである。ここでも山我は、特定の供犠との対応関係を指摘している。すなわち、穀物の献げ物、賠償の献げ物、そして贖罪の献げ物がこの領域に対応するというのである⁴⁴。これらの献げ物の肉は、祭司のみが食べることが許され（レビ 2：3, 10；6：10, 18, 22；10：12, 17；14：13；民 18：9-10）、また聖域（すなわち、聖所の中庭）で食べるようになっていた（レビ 6：9, 19-20；7：6；10：13, 17；14：13）。

最高度の聖性をもつ場所は、至聖所となる。ここへは年に一度の贖罪の日に、油注がれた（レビ 4：3；6：13；21：10）大祭司のみが立ち入ることを許され、大祭司は祭司よりもさらに厳格な浄さを求められた（レビ 16 章）。その内容としては、自分の髪を解いて垂らしたり、着物を引き裂いたりしてはならない⁴⁵こと（レビ 21：10）、どこであれ死体のある場所には行ってはならず、自身の父母のためにも身を穢してはならない⁴⁶こと（レビ 21：11）、処女を妻に娶らねばならず、寡婦⁴⁷や離縁された女、淫らな女、娼婦とは結婚できないうえ、妻は祭司の一族の女でなければならないこと（レビ 21：13-14）、である。

②俗なる領域

俗なる領域としては、イスラエルの民が生活をする宿営が挙げられる。ここでは、淨いものと穢れたものが混在する場所であるが、ここでも一般人は、穢れを避け、淨くあることを要求される⁴⁸。一方で、宿営内には穢れも存在する。穢れを帯びた場合、宿営内（すなわち、俗の領域内）では許容されうるが、厳格に処理され、制御されなければならない。ゆえに穢れは排除されるのではなく、共同体による限定と制御を受けることになる⁴⁹。逆に言えば、共同体内で限定と制御を受けることができないほどに強い穢れを帯びた場合は、宿営から（一時的に）排除されることになる。宿営内にて限定と制御が可能な場合は、穢れを帯びた者には様々な制約が生じるものの、共同体内での生活が可能である。第2章第1節で触れた「低い度合いの穢れ」及び「高い度合いの穢れ」は、この俗なる領域に含まれると推測できる。低い度合いの穢れを帯びた場合、穢れは1日のみ持続するが、この間穢れた者は、日常生活は営めるが聖所への立ち入り及び祭儀への参加が禁止されるという制限を受ける（レビ22:3）。一方、高い度合いの穢れを帯びた場合は、穢れが最低でも7日間は持続し、淨くなるまでは事実上隔離され、一般人との接触は禁止される（レビ12:4-5;13:4-5, 31, 50;14:38）。ただし、宿営内にいること自体は禁止されるわけではない。

③穢れの領域

聖なる領域が聖所、俗なる領域が宿営だとすれば、穢れの領域に属する場所は、宿営の外側、すなわち荒野であると思われる。先述の通り、共同体による限定と制御がもはや及ばないほど強い穢れを帯びたものは、宿営内に留まることを許されず、宿営外の荒野に追放されることになる。この場合の代表的な例が、重い皮膚病の患者である。重い皮膚病の患者は、自分の着物を裂き、髪を

解いて垂らし⁵⁰、口髭を覆って⁵¹「穢れた者」と叫んだうえ⁵²、1人離れて暮らさなければならない。その住まいは宿営の外に置かねばならない（レビ13：45-46）。民5：2-4においても、重い皮膚病の患者を宿営の外に出すように記述されている⁵³。また、レビ10：4-5を見ると、死体も宿営の外に運び出されることになっていたようである。次節で詳述するように、重い皮膚病の患者は、その症状が治まるまで、宿営内に戻ることはできない。

また、最高度の穢れを発生させると考えられる罪が贖われる、年に1度の「贖罪の日」の儀式では、共同体の罪を1匹の雄山羊に背負わせ、宿営外の荒野に送り出される⁵⁴。この儀式で最高度の穢れを発生させる罪を背負った雄山羊が荒野に送り出されることと、最高度の穢れを帯びた者が荒野に追放されるという論理的な一致は、決して偶然ではないであろう⁵⁵。

このように、古代イスラエルの人間経験の世界は、至聖所（最高度の浄さ）＞聖所（高度の浄さ）＞中庭（低度の浄さ）＞宿営（中立的な浄さ、低度の穢れ、高度の穢れ）＞荒野（最高度の穢れ）というように、至聖所を中心として同心円状に聖性が段階的に分けられていると見ることができる。この区分に沿った法則で聖性の度合いが規定されており、浄さ・穢れの尺度が示されているとも読める。この聖性と浄・不浄の関係と考慮すると、浄いものと穢れたものを区別するという価値観は、何が不潔、不快なのかといった衛生的観点から理解されるべきではない。不浄や穢れはあくまで儀式的状態を意味するということに留意することが重要となる。

聖性の神学がレビ記の基礎にあることは、疑問の余地はほぼないと言っているであろう。聖性は主としてモラルや精神的卓越性を示すのではなく、何が神から分かれており、何が明確にもしくは排他的に神に属するかを示している⁵⁶。加えて、パッドが言うには、祭司神学は、神が創世記第1章で創造した宇宙は秩序ある被造物であるという確信の上に建てられる⁵⁷。その確信のもと、宇宙

は区別され、分類され、境界を与えられる。このバットの主張に立つと、神は聖別する者、すなわちイスラエルを分かち者として描かれる（レビ 20：8；21：15，23；22：9，16，32）ことによって特徴づけられる。そしてそれは、レビ 19：34；25：42；26：13 で示される出エジプトの想起、そしてレビ 26：45 で示される父祖たちへの約束の成就の想起によってより強調される。この宇宙論的秩序の中で、古代イスラエルの人間の経験世界は秩序づけられ、人々は聖なるものになること（レビ 11：45 b；19：2）を求められているのである。この世界では、汚くないものは避けられ、穢れたものは制御され、浄めを通じて聖／浄への回復の試みがなされる。次章で触れる浄めの儀式は、そのための重要な手段である。

第3章 浄めの儀式

では、穢れを帯びた者／物が浄さを回復する際、どのような手順を踏むことになるのか。浄めの儀式について、レビ記に記述されている主たるものを整理していく。ここでも、穢れの程度によって対応が異なることがわかる。

①低い度合いの穢れの浄め

低い度合いの穢れは、1日のみ穢れることはすでに述べたが、このような穢れに該当する場合の多くは、浄めの儀式として、沐浴や洗濯を要求されることが多い。例としては、動物の死骸に触れた者は自分の着物を洗わなければならないケース（レビ 11：24-28）、（自然に）死んだ動物や（野獣に）引き裂かれた動物⁵⁸を食べた者は、自分の着物を洗い、沐浴する必要があるケース（レビ 17：15-16）、漏出のある人やその人が着用した物に触れた者が、自分の着物を洗い、水で沐浴しなければならないケース（レビ 15：5，10-11）などがある。

これらのケースを見ていくと、低い度合いの穢れの場合は、水による浄めが行われ、贖いの儀式は実施されないということがわかる。

②高い度合いの穢れの浄め

高い度合いの穢れの場合、浄めは2段階で行われる。例として、男児を産んだ女性の浄めの事例を用いる。妊娠して男児を出産したとき、産婦は月経による穢れの日数⁵⁹と同じ7日間穢れている（レビ12：2）。すなわち、この時彼女は宿営内に留まることはできるが、一般人との接触は禁じられる。その後、8日目にはその子の包皮に割礼を施す（レビ12：3）。この時点で、穢れの度合いは高度の状態から低度に移行する。そして、産婦は出血の穢れが浄まるのに必要な33日の間、家に留まる。その浄めの期間⁶⁰が完了するまでは、聖なる物に触れたり、聖所に詣でたりしてはならない（レビ12：4）⁶¹。男児もしくは女児を出産した産婦の浄めの期間が完了したならば、産婦は1歳の雄羊1匹を焼き尽くす献げ物とし、家鳩または山鳩1羽を贖罪の献げ物として臨在の幕屋の入り口に携えて行き、祭司に渡す。祭司がそれを主の御前にささげて、産婦のために贖いの儀式を行うと、彼女は出血の穢れから浄められる（レビ12：6-7）⁶²。

また、病的な漏出のある男性の浄めについても、穢れの段階的移行が見受けられる。漏出のある人が、それが止んで浄くなったならば、浄めの期間としての7日間を要する。つまりこの期間は高い度合いの穢れを帯びていることになり、一般人との接触が禁止される（レビ15：2-12）。7日後、衣服を水洗いし、新鮮な水で身を洗うと、浄くなる。この時彼は低度の穢れを帯びることになる。8日目に、彼は2羽の山鳩か家鳩を調べ、会見の幕屋の入り口で、主の御前に出てそれを祭司に渡す。祭司は、1羽を贖罪の献げ物、他の1羽を焼き尽くす献げ物として主の御前に献げ、漏出の穢れを浄めるために贖いの儀式を行い、

これを終えれば、彼は完全に淨い状態になる（レビ 15：14-15）。

この段階的移行は、病的な出血（すなわち、月経によらない出血）のある女性も同様である（レビ 15：25, 28-30）。なお、穢れの対象が人間ではないが、かびが生えた家屋の浄めも2段階で行われる。7日間の閉鎖の後、患部が拡大していなければ、祭司はその家が淨い（すなわち、高度の穢れから低度の穢れに移行する）と宣言する（レビ 14：48）。そして浄めの儀式を行うが、その手順は次の通りとなる。家屋の穢れを浄めるためにまず、2羽の鳥、杉の枝、緋糸およびヒソプ⁶³を用意する（レビ 14：49）。次に、新鮮な水を満たした土器の上で鳥の1羽を殺す。そして、杉の枝、ヒソプ、緋糸と共にもう1羽の生きている鳥を取って、さきに殺した鳥の血と新鮮な水に浸し、家屋に7度振りまく（レビ 14：50-51）。その後、祭司は生きている鳥を町の外の野に放つ。こうして、家屋のための贖いの儀式を行うと、家は浄められる（レビ 14：53）。

③最高度の穢れの浄め

最高度の穢れを帯びた者の浄めについては、3段階に分けられる。重い皮膚病の患者が祭司のもとに連れて来られると、祭司は宿営の外に出て来て⁶⁴ 調べ、患者の重い皮膚病が治っているならば、祭司は浄めの儀式⁶⁵をする。内容としては、生きている淨い鳥2羽と、杉の枝、緋糸、ヒソプの枝を用意⁶⁶させ、鳥の1羽を殺す（レビ 14：2-5）。それから、杉の枝、緋糸、ヒソプおよび生きているもう1羽の鳥を取り、さきに新鮮な水⁶⁷の上で殺された鳥の血に浸してから、患者に7度振りかけて浄める。その後、この生きている鳥は野に放つ⁶⁸（レビ 14：6-7）。浄めの儀式を受けた者は、衣服を水洗いし、体の毛を全部剃って身を洗うと、浄くなる。この後、彼は宿営に戻ることができ、すなわち、最高度の穢れから高度の穢れの状態に戻る⁶⁹。宿営に戻った後も、7日間は自分の天幕の外にいないなければならない（レビ 14：8）⁷⁰。彼は7

日目に体の毛を全部剃り、衣服を水洗いし身を洗う（レビ 14：9）。こうして、彼は高度の穢れから、低度の穢れに移行する。すなわち、日常的な生活は許されるが、聖所への立ち入りや祭儀への参加は許されない状態である。

8 日目に、彼は無傷の雄羊 2 匹、無傷の 1 歳の雌羊 1 匹、オリーブ油を混ぜた小麦粉の献げ物、オリーブ油を調える（レビ 14：10）。祭司は雄羊の 1 匹を取り、それをオリーブ油と共に賠償の献げ物として献げ、主の御前に奉納物とする。次に、この雄羊を贖罪の献げ物や焼き尽くす献げ物を屠る場所、つまり聖域で屠る（レビ 14：12-13）⁷¹。祭司はこの献げ物の雄羊の血を取って、浄めの儀式を受ける者の右の耳たぶ、右手の親指、右足の親指に塗る⁷²。祭司は、オリーブ油の一部を取って自分の左の手のひらに注ぎ、そこに右手の指を浸してその油を 7 度主の御前に振りまく。次に、手のひらに残ったオリーブ油の一部を、患者の右の耳たぶ、右手の親指、右足の親指に塗り、さらに賠償の献げ物の血（を塗った箇所）の上にも塗る（レビ 14：14-17）。再び手のひらに残ったオリーブ油は患者の頭に塗る。祭司はこのようにして、彼のために主の御前に贖いの儀式を行い、贖罪の献げ物をささげて、彼のために穢れを浄める儀式を行う（レビ 14：18-19a）。そして、最後に焼き尽くす献げ物を屠る。祭司は焼き尽くす献げ物と穀物の献げ物を祭壇で燃やしてささげる。祭司がこうして、彼のために贖いの儀式を行うと、彼は浄くなる（レビ 14：19b-20）⁷³。この手順を得ることで、重い皮膚病の患者は、完全に⁷⁴ 浄くなることができる。

このように、穢れの浄めについては最高度の穢れから高度の穢れ、高度の穢れから低度の穢れ、低度の穢れから浄い状態へと、段階的になされていることがわかる。そして、それぞれの段階は、第 2 節で示した聖性の分類と一致する。ゆえに穢れの浄めは、聖性という一つの宇宙論的秩序の中の移動を可能にする手段なのである。

低度の穢れの浄めでは水を用いた浄めに留まるのに対し、高度の穢れ及び最高度の穢れの浄めの場合は「贖いの儀式」を必要とすることは注目に値する。高度の穢れ、最高度の穢れは共に、贖いの儀式の中では贖罪の献げ物が献げられる。このことは、穢れの文脈における罪との密接な関係を示唆している。そして儀式の中では、犠牲獣の血が使用される。つまり、程度の低い穢れに対する単なる浄めについては水で完了するのに対し、贖いについては血の取り扱いを以って完了となる。ゆえに、贖いを構成する本質的特徴は「血」なのである。また、レビ 15：31 を見ると、以下のように記述されている。

あなたたちはイスラエルの人々を戒めて汚れを受けないようにし、あなたたちの中にあるわたしの住まいに彼らの汚れを持ち込んで、死を招かないようにしなさい。

このテキストが表すのは、罪と同様に、穢れを帯びることも聖所に穢れをもたらすと考えられていたということである。この節は、あらゆる形の不浄は聖なる場所を脅かすという事実への重要な証言である。つまり、求められる診断と手順は全て、汚染の危険から聖所の聖性を守ることに根本的関心を持っている⁷⁵。「レビ記における法が分離の神学を表しているとすれば、物語伝承は主として神の臨在の神学を肯定する⁷⁶。」聖性の中心に置かれる（民 2：2）会見の幕屋は、神が臨在（出 40：34-38；民 9：15-23）し、民の中にいるという論点を強化する。この存在は聖別する力であるが、それは会うことができ、共同体におけるその内在が出エジプトの根本的目的として示され得る（出 29：43-46）⁷⁷。すなわち、穢れに関する諸規定は、イスラエルの民を穢れから遠ざけ、発生した穢れを制御するのみならず、神の臨在を示す聖所を穢れから守り、聖性という宇宙論的秩序を維持する機能を果たすのである。そして、その機能を

果たすための重要な要素が、贖い（ヘブライ語で kipper）の「血」なのである。

第4章 まとめ

以上、本稿では古代イスラエルの穢れ概念について、その研究動向をまとめた。第1章では、穢れの種類を分類することにより、穢れの程度によって3つのレベルがあることを示した。第2章では、古代イスラエルの生活の細部にまで浸透していた聖性の概念についてまとめた。そこでは、会見の幕屋を中心にその聖性に応じて同心円状の区別が生じており、祭司や一般人はそれぞれの聖性に見合った浄さを求められた。この聖性、すなわち聖／俗、浄／不浄の概念の本質は衛生的関心にあるのではなく、何が神に属し、何が神から分離されるかという「分離の神学」の実践にある。その神学は、単に聖／俗、浄／不浄の区別を行うだけでなく、神が創造した宇宙は秩序ある被造物であるという確信の上に建てられた宇宙論的秩序の体现であり、出エジプト及び父祖たちへの約束の成就といった神の所業を想起させながら人間の経験世界を秩序づけ、イスラエルの民に聖なるものになれと命じているのである。

そして第3章では穢れの具体的な浄めの方法を整理し、分析を行った。そこでは、低度の穢れの浄めでは水を用いた浄めがなされる一方、高度の穢れと最高度の穢れの浄めでは段階的な浄めが実施され、かつ贖罪の供犠を含み犠牲獣の「血」を使用した贖いの儀式が行われることを指摘した。また、レビ15:31から、穢れの文脈においても罪と同様に人々の穢れは聖所に穢れを発生させることも確認した。レビ15:31の存在は、罪と穢れそれぞれが会見の幕屋（聖所）に穢れをもたらし、結果的に死をもたらし得るという共通概念を持っていることを示唆している。神の臨在を示す会見の幕屋は常に穢れの脅威にさらされており、その穢れを制御するために、段階的な浄め（すなわち、聖性間の移動）

がなされる。より高度な穢れに対する浄めは水では賄えず、犠牲獣の血を利用した贖い（すなわち kipper）が必要なのである。贖う（kipper）ことは、単なる穢れの抑制にとどまらず、神の創造、臨在といった神の所業を保持する役割を果たす、「血」を本質的な特徴とする行いなのである。

（つじみ ゆうた・文学研究科博士課程）

〔注〕

- 1 並木浩一・荒井章三編『旧約聖書を学ぶ人のために』世界思想社、2012年、316頁。
- 2 山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』聖公会出版、2012年、10頁。
- 3 同上、248頁。
- 4 同上、249頁。
- 5 メアリ・ダグラス、塚本利明訳『汚穢と禁忌』筑摩書房、2015年（第1版、2009年）、160頁。
- 6 本稿では、特に言及がない限り新共同訳を使用する。また、書の略語も新共同訳に従い、表記は書の略語・章：節とした。
- 7 辻見祐太「レビ記における「罪」と「赦し」」『年報新人文』第17号（2020年12月）、137（029）－107（059）頁。
- 8 同上、124（042）－120（046）頁。
- 9 同上、120（046）－118（048）頁。
- 10 旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書Ⅰ律法』、岩波書店、2004年。『レビ記』を参照。
- 11 山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』、248－292頁。
- 12 Philip J. Budd, *Leviticus (The New Century Bible Commentary)* (Grand Rapids: Marshall Pickering, 1996) なお、本稿での引用においては、一部訳語の選定のうえで以下の日本語訳を参考にしている。
P.J. バッド、山森みか訳『ニューセンチュリー聖書注解 レビ記』日本基督教団出版局、2009年。
- 13 これらの動物は家畜の代表例である。創1：24-26；レビ19：19；26：22；民

- 3 : 41, 45 を見ると、家畜は野生の動物と対比的に記されている。Philip J. Budd, *Leviticus*, 162. を参照。
- 14 すなわち、偶蹄類であるだけか、反芻するだけの動物（レビ 11 : 4- 7）及び、足の裏の膨らみで歩く野生の動物（レビ 11 : 27）。
- 15 なお、個々の語彙がどの動物を意味するのかは必ずしも明らかではない。ただ、猛禽類や、腐肉や昆虫を食べる、肉食性ないし雑食性の鳥が挙げられているのは特徴的である。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 岩波書店, 2004 年, 351 頁。
- 16 当然ながら、昆虫の足は 6 本である。4 本の足で動くというのは、地面に接す足が 4 本あり、先頭の 2 本は手として認識されていたという意味であろうか。4 本の足でという句は、のちに動物（レビ 11 : 27）及び地上を這う動物（レビ 11 : 41-42）に関しても用いられる。
- 17 すなわち、いなごの類、羽ながいなごの類、大いなごの類、小いなごの類。
- 18 バッドはこの状態を漏出と見る。Philip J. Budd, *Leviticus*, 219.
- 19 このような行為はレビ 18 : 19, エゼ 18 : 6, 22 : 10 で非難されるが、ここでの関心は儀礼的影響に留められている。Philip J. Budd, *Leviticus*, 220.
- 20 出産による穢れが月経による穢れと同様に扱われていることを考慮すると、出産の際の出血が穢れをもたらすと考えられる。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 355 頁。
- 21 レヴァインは、不浄期間における男女間の相違は女性の繁殖の力と神秘に対する尊敬（及び恐れ）を反映しているとしている。B. A. Levine, *Leviticus* (Philadelphia: The Jewish Publication Society, 1989) , 249-250.
- 22 原語は「ツァーラアト」(旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 356 頁)。語源は不明。新共同訳では「重い皮膚病」、口語訳は「らい病」、NRSV は「レプラ」となる。しばしばこの語はハンセン病と同視されるが、特定の病気というよりは、様々な皮膚疾患を包括的に指す意味合いを持つのではないか。
- 23 この時、祭司は患者に「あなたは穢れている」と言い渡す（レビ 13 : 3）が、ここでの祭司の役割は、あくまで患者が祭儀的に穢れているかを判断することであり、患者の症状を治療することではない。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 357 頁。
- 24 患者の隔離は症状が進行するかを観察するために行われるのであって、治療のためではない。同上, 359 頁。
- 25 ここは意味が不明瞭で、文脈とも合っていない。

- 26 「白く」というのは、正常な皮膚が再生しているという意味であろうか。なお、バッドはこの句を、穢れていない慢性的な皮膚の状態のしるしとして読まれるべきとしている。Philip J. Budd, *Leviticus*, 192.
- 27 ここでは患部の周辺のみを落とす。これは、浄めの儀式とは異なる。レビ 14 : 8-9 を参照。
- 28 尋常性白斑のこと。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 361 頁。
- 29 ここでいう漏出とは、おそらく膿が出ていることを指しているのであろう。
- 30 衛生的な意味ではなく、祭儀的に穢れているということ。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 371 頁。
- 31 原語は「重い皮膚病」と同じく「ツァーラアト」である。
- 32 家屋に生じたかびとは対照的に、衣服などに生じたかびについては、贖いの儀式は行われない。
- 33 人間の場合の毛剃りに相当するという見方もある。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』, 369 頁。
- 34 この分類においては、以下の資料を参考にした。山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』, 285-286 頁。
- 35 山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』, 286 頁。
- 36 Philip J. Budd, *Leviticus*, 24.
- 37 Ibid., 25.
- 38 山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』, 281 頁。
- 39 同上。なお、本稿では山我の議論に従って人間が体験する世界を 3 つの領域に限定しているが、浄という概念の具体的な内実、また浄と他の諸概念との関係（例えば、聖との共通点や相違点）については曖昧な部分があり、この点について本稿では十分な考察ができていない。
- 40 同上, 281-282 頁。
- 41 すなわち、葬儀に参列すること。ただし、自分に近い肉親の場合は除く（レビ 21 : 2-3）。つまり、祭司をできるだけ穢れを発生させる「死」から遠ざけるという意図が見受けられる。
- 42 これは、祭司としての身体的完全性を重視しているのであろうか。すなわち、犠牲に献げる動物が傷のない完全なものでなければならない（レビ 22 : 19-25）のと同様に、供犠を司る祭司も健康者でなければならない、不完全な者は神の聖性を損なうと考えられているのであろうか。

- 43 例としては、盲目の者や手足の不自由な者、背中に瘤がある者などがある。
- 44 山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』、283 頁。
- 45 いずれも悲嘆を表す所作。
- 46 一般祭司と異なり、大祭司は近親者の葬儀にも参加できない。徹底的に「死」から大祭司を遠ざける意図が見受けられる。
- 47 対照的に、一般祭司は寡婦と結婚してはならないという規定はない。
- 48 レビ 11：45 b では、一般人も聖なる者になれると記述されているが、聖なる者になるということは、浄くあるということが必要である。
- 49 Philip J. Budd, *Leviticus*, 25.
- 50 悲嘆の表現。
- 51 同じく悲嘆の表現と思われるが、つばが他人にかからないようするためとの見方もある。
- 52 健常者が近づいて接触しないようにするため。
- 53 なお、民 5：2 では重い皮膚病患者の他に、漏出のある者、死体に触れた者も宿営の外に出すように指示されているが、レビ記においてはそのような直接的な記述は見当たらない。
- 54 「贖罪の日」の儀式に関しては、拙論「レビ記における「罪」と「赦し」」第 3 章を参照されたい。
- 55 この点については、以下の資料も参考にされたい。
山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』、286 頁。
- 56 Philip J. Budd, *Leviticus*, 34.
- 57 Ibid., 36.
- 58 すなわち、人間によって屠られていない動物のこと。
- 59 月経による穢れについては、レビ 15:19-24 を参照。なお、出産の場合とは異なり、月経による出血の場合は、祭司による浄めの儀式は行われない。このことについて、山我は、月経は健全な生理現象なので穢れは自然に消滅すると考えられていたと推測している。山我哲雄『海の奇蹟－モーセ五書論集－』、290 頁を参照。
- 60 要するに、穢れの日数 7 日間と 33 日間を合わせて、計 40 日間。
- 61 女兒を出産したときは、産婦は月経による穢れの場合に準じて、14 日間穢れている。産婦は出血の穢れが浄まるのに必要な 66 日の間、家にとどまる。
- 62 なお、産婦が貧しくて小羊に手が届かない場合は、2 羽の山鳩または 2 羽の家鳩を携えて行き、1 羽を焼き尽くす献げ物とし、もう 1 羽を贖罪の献げ物とする。

祭司が産婦のために贖いの儀式を行うと、彼女は浄められる（レビ 12：8）。

- 63 ハーブのオレガノに近い植物で、岩地や砂地に自生する。葉草としても使用されていたようである。

旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』，179 頁。

- 64 最高度の穢れを帯びた重い皮膚病の患者は宿営内から排除されているため。

- 65 なお、ここで実施される浄めの儀式は、あくまで患者の祭儀的な穢れを取り除いて、通常の生活に復帰させるものであり、病気そのものを治癒する儀式ではない。患者の重い皮膚病はすでに癒えている。

旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』，365 頁。

- 66 ここで用意されるものは、死体に接触した者に対する浄めの儀式に用いられるのと同じものである。民 19：6 を参照。同上。

- 67 貯水槽に溜めた水ではなく、自然の泉や川から汲んできた水。同上。

- 68 穢れを荒野に運びださせる目的があると思われる。この点はレビ 16：21-22 の贖いの儀式と共通している。

- 69 すなわち、宿営内にいることはできるが、他人との接触を禁じられる状態。

- 70 他人や家の中の物に接触できない。

- 71 浄めの儀式を受ける者が屠る。旧約聖書翻訳委員会訳『旧約聖書 I 律法』，365 頁。

- 72 この儀礼は、祭司の任職式での行いと類似している。同上，367 頁。

- 73 もし、患者が貧しくて前記のものに手が届かないならば、賠償の献げ物の雄羊 1 匹、穀物の献げ物のためにオリーブ油を混ぜた上等の小麦粉 10 分の 1 エファ、および 1 ログのオリーブ油を調える。さらに、手が届く 2 羽の山鳩か、家鳩を取り、1 羽を贖罪の献げ物、他を焼き尽くす献げ物とする。献げものの手順については、レビ 14:23-32 に記述されている。

- 74 すなわち、聖所への立ち入り、祭儀への参加、供物の奉献といった宗教生活を送れる状態のこと。

- 75 Philip J. Budd, *Leviticus*, 221-222.

- 76 Ibid., 37.

- 77 Ibid.,